

富田林市木材利用基本方針

令和5年5月

富田林市

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

国において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年法律第77号、以下「促進法」という。）に改正され、戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を向かえていることから、木材利用による森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて森林のCO₂吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。また、民間事業者においても事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

併せて「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」も改正され、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が新たに示された（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）。

促進法では、建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務とされており、民間事業者においては木材利用に努めるほか、国や地方公共団体が実施する木材利用の施策への協力に努めるとされている。

また、大阪府においては、平成23年12月策定の「大阪府木材利用基本方針」が令和4年5月に改正された。

本市においては、平成26年4月に「富田林市木材利用基本方針」を策定し、南河内で生産された木材の利用促進に努めてきたところであるが、促進法第12条の規定に基づき、府の基本方針改正をふまえ、市の基本方針を改正する。

第2 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物における木材利用の推進

(1) 定義

公共建築物とは、市内に整備される法第2条第1項各号及び施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、庁舎も含む。

(2) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物はPR効果が高いことから、他法令等で制限のない限り木造化を推進する。また非木造施設も含めて、木質化を推進する。

なお、木造・木質化においては木材の利用を進める。

2 公共土木工事等における地域産木材利用の推進

市が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めるものとする。

3 備品及び消耗品における木材利用の推進

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入にあたっては、可能な限り地域木材を使用した製品を導入する。

4 使用する木材については、可能な限り南河内地域で産出された木材とする。

第3 建築物における木材の利用促進に関する必要事項

1 推進体制

本市は、必要があるときは関係部課間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用に取り組めるよう努める。

また、近隣の各市町村との連携体制により、地域ぐるみの取り組みとして進める。

2 地方公共団体以外への要請

木材利用拡大のため、活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、積極的な木材利用を要請する。

附 則

この基本方針は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和 5年 5月29日から施行する。